

山口労発基 0409 第8号
令和2年4月9日

一般社団法人山口県中小企業経営者協会
会長 殿

山口労働局長



労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年3月4日付け基発0304第3号をもって厚生労働省労働基準局長より、別添のとおり関係団体等に通達がありましたのでご承知いただき、傘下会員事業者等に対して、改正の内容等の周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

添付

令和2年3月4日付け基発0304第3号

官報